

神奈川県監査委員公表第 13 号

監査の結果に関する報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 5 項の規定に基づく監査を実施し、監査の結果に関する報告を決定したので、同条第 9 項の規定により次のとおり公表する。

平成 30 年 8 月 21 日

神奈川県監査委員	村 上 英 嗣
同	高 岡 香
同	太 田 眞 晴
同	佐 藤 光
同	高 橋 稔

地方自治法第 199 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項の規定に基づき実施した出先機関の監査において、出先機関に対し事務指導を行っている本庁機関に状況を確認する必要があると認められた本庁機関 1 箇所について、随時監査（臨時財務監査）を実施した結果、不適切事項 1 件が認められた。

1 監査実施箇所

教育局生涯学習部生涯学習課

2 監査実施日

平成 30 年 4 月 24 日（平成 30 年 2 月 28 日職員調査）

3 監査の結果

（不適切事項）

予算の執行において、社会教育施設における図録等の販売に係る収入について、（項）事業収入として予算科目を立てるべきところ、（項）雑入としたため、各社会教育施設が誤った科目で収入（全 4 施設総額 22,431,750 円）していた。